

※ 長子配付

令和2年6月14日

保護者様

唐津市立納所小学校  
校長 福田 浩一郎

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席停止等に関することについて(お知らせ)

本日は、唐津市教育の日ということで、授業参観ありがとうございました。

さて、標記のことについては、令和2年5月7日付け「唐津市立小・中学校の臨時休業の延長及び学校再開について」の通知で「保護者等が感染予防のため子どもを登校させない場合は、欠席扱いとしない。」との通知を受け、今まで運用してまいりましたが、唐津市においては4月23日から(佐賀県においては、5月5日から)、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が発生しておりません。

このことを受け、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(令和2年5月22日 文部科学省)中、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準の「地域の感染の感染レベル」について、佐賀県は「レベル1」(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)として学校の教育活動を行うこととなり、唐津市も同様の行動基準で対応することとなりました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席停止等については、以下の通り対応します。

## 記

1 「児童生徒等(及び保護者等)が感染予防のため登校しないことを希望する場合は、当分の間これを認め、出席停止として扱うこと」については、令和2年6月12日(金)までとする。

ただし、児童生徒等(及び保護者等)が感染への不安から欠席を申し出た場合、例えば、校長が、感染経路不明の感染者が増えている地域であるなどにより感染の可能性が高まっていると考える合理的な理由があると判断する場合には、出席停止等として扱うことができるものとする。

2 感染防止のための登校自粛(児童生徒等に発熱等がある場合、もしくは家族に感染疑いがある場合)については、出席停止の扱いとする。

なお、家庭において、毎朝の検温及び風邪症状の確認をしてもらい、軽い症状であっても学校へ報告するとともに、登校を控えさせる。同居する家族に感染症の疑いがある場合も同様とする。(この場合は出席停止等の扱いとする。)また、朝の会等を利用して、学校においても登校時の健康状態を確認する。